

12 地域住民の生活を支える「地域力」強化プロジェクト

政策目標の概要(A)

地域において人と人が支え合う力としての「地域力」を維持・強化するとともに、しっかりした地域づくり、まちづくりを行っていき、世の中の移り変わりに左右されることなく、安全・安心な地域社会を築いていく。

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価	
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価 区分	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								評価の考え方
1 「地域力」の維持・強化																				
(1)地域力を維持・強化するための基本方針の検討・策定																				
<p>■ 地域拠点施設の活用支援など地域力を維持・強化するための効果的な方策を協議する場を、県、市町村、関係団体等により設け、基本方針を策定し、施策展開を図ります。</p>																				
			地域力強化施策の推進	企画部	企画課	地域力を維持・強化するため、地域の「活動」、「交流」、「基盤づくり」を支援するための施策を推進する。	地域力強化施策の着実な推進を図る	-	-	-	-	部局予算対応	85	-	地域力強化に資する県事業26件の情報をまとめた「地域力強化事業集」を作成し、ホームページで公開するとともに、全市町村の自治会長・区長等に配布した。(累計2,969部) 読者の興味関心を引くため、見出しを「事業名」ではなく、「その事業で何ができるのか」をアピールするよう改善した。	4	「地域力強化事業集」はH24年度からの新たな試みであったが、自治会長等から多数の問い合わせが寄せられており、来年度も同様の資料を作成・配布していく。 今後は実際の事業利用を促進することが課題である。	4	各部署が実施している「地域力を高めるための事業」を十分活用していたため、情報を一元化し、分かりやすく地域に伝えていくことが必要ことから、継続。	
			大学等連携	企画部	新エネルギー推進課	専門的知識を有する大学等と市町村との連携を図るため、協議会の設置や地域課題解決に向けた調査研究を行う	①ぐんま地域・大学連携協議会の設置 ②地域大学連携モデル事業	①協議会の開催 H22:1回 H23:1回 H24:0回 H25:1回	①協議会の開催 ②3件	①協議会の開催 ②3件	①協議会の開催 ②3件	1,380	1,553	691	協議会を開催し、地域と大学の連携事例の発表、意見交換等を行った。連携モデル事業では、伝統的建造物群保存地区指定に伴う波及効果の検証・対策及び地域公共交通の地域課題解決のための研究を行った。	4	地域(市町村)の課題解決のため、大学等の地を活かす体制を整えており、連携モデル事業では、これをきっかけとした、各地域での取組も始まっている。	4	大学が有する資源を地域づくりに活かせるよう、引き続き、関係を構築していく必要があるため、継続。	
(2)地域福祉の向上																				
<p>■ 一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が地域で安心して生活するために、生活の支援や見守りのためのネットワーク構築など、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村の取組を支援します。</p>																				
			地域あんしん生活支援(日常生活自立支援) ※1事業を分割して記載	再掲	健康福祉部	健康福祉課	県社協等が行う、日常生活自立支援事業を支援し、地域における権利擁護を強化する。	日常生活自立支援事業の利用者数	H22:803人 H23:861人 H24:912人 H25:928人	880人	905人	960人	90,610	89,372	89,158	判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行った。	3	単身高齢者が増加の一途をたどるなど、地域における権利擁護事業の重要性は高まっており、利用者数に応じた適正な予算(=職員)を確保する必要がある。	4	認知症高齢者等の権利擁護を図るための経費であり継続。 職員体制については、利用者数の状況や職員の活動実績を踏まえて検討。
			地域あんしん生活支援(生活福祉資金貸付) ※1事業を分割して記載	再掲	健康福祉部	健康福祉課	県社協が行う、生活福祉資金貸付事業に対する補助を行い、低所得者等の経済的自立及び社会参加の促進を図り、安定した生活を行えるよう支援する。	生活福祉資金貸付事業の貸付件数	H22:1,557件 H23:1,310件 H24:1,220件 H25:1,063件	1,000件(指標)	1,000件(指標)	1,000件(指標)	74,213	69,635	63,698	低所得者、高齢者、障害者世帯等へ貸付及び相談等を行い、経済的自立等がはかれるよう支援を行った。	4	生活保護の受給者となる前の低所得者等に対する第2のセーフティネットとしての役割は重要であり、継続して実施する必要がある。	4	生活保護に至る前の低所得者のセーフティネットとして必要な経費であり継続。
			地域支え合い体制づくり事業	再掲	健康福祉部	介護高齢課	介護基盤緊急整備等臨時特別基金を活用し、一人暮らし高齢者などの社会的弱者が、地域で安心して生活を続けられるよう、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村等を支援する。	事業実施市町村数	H22 : - H23 : 20市町村 H24 : 21市町村(延べ30市町村) H25 : 7市町村(延べ30市町村)	-	-	国の基金事業はH26年度末H25年度末で終了予定	9,000	10,492	7市町村が買い物弱者支援や、人材育成などの9事業を実施。	1	財源となっていた基金事業が平成26年度限りで終了となるため、事業は縮小されるが、一人暮らし高齢者などの社会的弱者が、地域で安心して生活を続けられるような施策は引き続き必要である。	1	H26年度で介護基盤緊急整備等臨時特別基金が終了するため、廃止。 今後の対応についてはH27当初予算編成時に検討。	
<p>■ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動支援など、地域において支え合い、共に暮らすことができる地域社会づくりを進め、地域福祉を推進します。</p>																				
			民生委員・児童委員協議会補助	再掲	健康福祉部	健康福祉課	行政と連携して、地域福祉を推進していく地域の要である民生委員・児童委員の活動を支援するため、県民生委員児童委員協議会へ活動費等を補助する。	1人あたり活動日数	H22 : 137日 H23 : 140日 H24 : 139日 H25 : 131日	140日	140日	140日	182,021	182,878	182,000	民生委員・児童委員の活動を支援するため、その活動拠点である県及び地区の民生委員児童委員協議会に対して、運営費、活動推進費及び民生委員活動の実費弁償としての活動費の補助を行った。	4	民生委員・児童委員の活動支援は地域福祉の推進に不可欠であり、今後も効果的な執行を検討しつつ、効果的に取り組んでいく必要がある。	4	地域福祉の推進のための民生委員・児童委員の活動にかかる経費であり継続。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ12>2

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価		
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価 区分	評価の考え方	評価 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総計画 終期)									
(3)地域コミュニティの再生・強化																					
■ 地域の課題解決へ向け、自治会・町内会等地域のコミュニティ機能を強化し魅力ある地域へと向上させる地域自らが行う取組を支援します。																					
				企画部	地域政策課	行政と地域住民が連携し、地域自らが主体となって地域の資源を発見・蓄積・活用し、地域の課題を解決するとともに、地域コミュニティ機能を強化し、魅力ある地域へと向上させる取組及びその活動拠点となる集会所の設置を支援する。	補助件数	①地域づくり・振興事業 H22:22件 H23:25件 H24:14件 H25:12件 ②住民センター等整備事業 H24:0件 H25:1件	①地域づくり・振興事業 15件 ②住民センター等整備事業5件	①地域づくり・振興事業 15件 ②住民センター等整備事業5件	①地域づくり・振興事業 15件 ②住民センター等整備事業5件	24,187	24,187	10,299	地域主体の地域づくり活動12事業を採択し、その取組を支援した。地域の活動拠点となる集会所の整備を1件支援した。	4	安全・安心な地域社会の構築には「地域力」の維持・強化が必要であり、24年度において、補助メニューを拡充(従来の地域づくり・振興事業に加え、住民センター等整備事業を新設)した。住民センター等補助については、25年度に1件実績があり、問い合わせも増えてきているため、地域づくり・振興事業とともに、事業効果を測るためにも、引き続き、事業の優先度を明確にし、事業採択を行うことにより、効果的・効果的な支援を行う。	4	地域の課題解決を支援する目的の補助であり、内容は多岐にわたるが、H24年度に新設した住民センター等整備補助も含めて、引き続き、効果を実現しながら事業を実施するため、継続。		
■ 市民活動の充実や広がりをなおいっそう進めるため、団体や活動のネットワークを強化する取組を推進します。																					
			再掲	生活文化スポーツ部	NPO・多文化共生推進課	・NPO・ボランティアに関する相談や情報提供、団体の基盤強化のためのセミナーなどを行い、市民活動を支援する。 ・NPOへの融資や補助等を行い、市民活動の担い手であるNPOを資金面から支援する。	①NPO法人認証数 ②NPO・ボランティアサロンぐんま相談等件数	①790法人 ②1,600件	①840法人 ②1,600件	①940法人 ②1,600件	81,853	74,264	81,476	NPO法人の設立認証、運営相談等を実施するとともに、認定NPO法人制度を適切に施行した。NPO法人を資金面から支援するための制度融資を実施した。NPO・ボランティアサロンぐんまを運営し、NPOやボランティア活動に関する相談や情報提供、セミナーの開催等を実施し、市民活動の支援を図った。	4	NPO法人の認証に加え、認定NPO法人制度の実施のため、業務量は増加傾向にあるが、適切な指導監督により、今後も適正に制度を運用していく。また、NPO・ボランティアサロン運営については、市町の市民活動支援センターの効果的な支援など、広域的・専門的な支援を行っていく。	4	NPO法人の設立認証等の事務を始め、市民活動を促進していくため、継続。			
				企画部	地域政策課	地域づくり団体の意識高揚を図るため、群馬県地域づくり協議会の運営を通して、地域づくりに関する講演会や研修交流会等の開催、地域づくり情報誌の発行、独自の優れた地域づくり活動に取り組む団体の表彰など、各種支援事業を実施する。	①(1)地域づくり講演会、(2)地域づくり実践講座、(3)地域づくり研修交流会参加人数 ②情報誌発行部数 ③(1)群馬ふるさとづくり賞表彰数(2)奨励賞表彰数	①参加人数 H22:(1)96人、(2)45人、(3)59人 H23:(1)164人、(2)26人、(3)56人 H24:(1)97人、(2)55人、(3)42人 H25:(1)107人(2)60人(3)99人 ②発行部数 H22:1,000部×3回=3,000部 H23:1,000部×4回=4,000部 H24:1,000部×4回=4,000部 H25:1,000部×4回=4,000部 ③実績 H22:(1)1団体、(2)該当無し H23:(1)1団体、(2)1団体 H24:(1)1団体、(2)1団体 H25:(1)1団体、(2)1団体	①参加人数 (1)100人 (2)50人 (3)100人 ②発行部数 1,000部×4回=4,000部 ③実績 (1)2団体 (2)2団体	①参加人数 (1)100人 (2)50人 (3)100人 ②発行部数 1,000部×4回=4,000部 ③実績 (1)2団体 (2)2団体	2,221	2,209	2,208	・地域づくり講演会の開催(7月) ・群馬ふるさとづくり賞の開催(募集:4月、表彰式:7月) ・地域づくり団体研修交流会の開催(10月) ・地域づくり実践講座の開催(1月) ・情報誌の発行(4回) ・研修費の助成(6名) ・地域づくり団体全国協議会との連絡調整(地域づくり団体活動支援事業の活用等)	4	近年、県民による社会参加活動が活発になっており、ボランティアや地域づくり団体、NPOなどに大きな期待が寄せられていることから、引き続き、これらの団体の主体的な活動を支援するとともに、相互に連携して地域づくりに取り組んでいける環境を整備する。	4	情報提供や、団体間の情報交換の場を提供していく必要があるため、継続。 これまでの取組の成果を明らかにするため、団体数の推移や、各団体の活動内容等について、分析を行うことが必要。			
■ 群馬交響楽団や上毛かるたを生んだ本県の文化的風土を再評価し、地域の文化的資源を活かした地域づくりを進めるため、文化振興条例(仮称)を制定します。(平成24年4月に「群馬県文化基本条例」を施行)																					
			再掲	生活文化スポーツ部	文化振興課	古代の東国文化の中心地であり東日本最大の古墳大国である本県が誇る歴史文化遺産について、調査研究を進め、再認識を促すとともに、観光やイメージアップ等における活用や全国への発信を推進する。	①副読本「群馬の歴史文化遺産(東国文化)体験学習教材」を活用した校外学習の実施件数 ②周知イベントの参加人数	①延べ200件 ②延べ5,000人	①延べ200件 ②延べ10,000人	①延べ200件 ②延べ10,000人	3,900	7,246	9,192	市町村と連携した「古代東国文化サミット」の開催、中学1年生向けの「東国文化副読本」の配布、周知イベント、モデルツアー等を開催した。 【第2回古代東国文化サミット】 来場者数約25,000人 【周知イベント(上野国分寺まつり)】 来場者数1,758人 【群馬の歴史文化遺産を巡るモデルツアー】 参加者数136人	3	古代東国文化サミットの開催、副読本の配布、周知イベントの開催等を通じて、本県が誇る歴史文化遺産の再認識を促すことができた。 今後、東国文化=群馬というイメージを全国に発信・定着し、観光資源としてイメージアップにつなげていくため、事業の充実が必要である。	4	本県のイメージアップを図る上で柱となる事業であり、今後も事業を継続。			
				生活文化スポーツ部	文化振興課	地域で芽生えた映画・映像への取組から生まれた作品を、県内NPO団体等と連携して上映するほか、若手クリエイター育成や団体間のネットワーク作りへ繋げる。	上映イベント件数 ※H21~23は支援団体数 ※H24~は上映イベント件数	2件	2件	8件(2件×4カ年)	535	506	451	NPO法人をはじめ県民と協働で事業を実施するため、H24に引き続き実行委員会形式で、以下の事業を行った。 ①ぐんま学生映像まつり2014 ②中高生のためのシナリオワークショップ ③メディアキャンピング群馬(共催事業)	4	24年度から県及びNPO法人等による実行委員会を組織して事業を実施する方法に見直した。 県内NPO法人等と連携することで地域で制作された映画映像作品を上映する機会を提供し、活動や交流の場を創出することができた。 今後も多様な映画を鑑賞する機会をより一層提供する。	4	県内で映画作りに取り組む学生等に、作品の上映機会を提供するため、継続。			

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ12>3

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価		
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	評価 区分	評価の考え方	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								
			文化づくり支援事業	再掲	生活文化スポーツ部	文化振興課	群馬県文化振興指針の重点施策を、長期的な展望をもって、総合的かつ効果的に推進するため、群馬県の文化力向上に資する事業に対して財政的・人的支援を行う。	支援件数	H25 21件	34件	34件	100件(3力年)	11,200	10,972	7,496	「群馬の文化」の形成につながる地域での多様で創造性豊かな文化活動を支援した。支援件数21件	4	文化振興指針の重点施策である「文化力の向上」「次世代の育成」「文化資産の発掘活用」の3つを、総合的かつ効果的に推進する文化活動を支援することができた。今後も、市町村や各種団体が広く活用できる制度となるよう周知を図る。	4	県内で行われる多様で創造性豊かな文化活動を支援するため、継続。
<p>■ 伝統文化の継承活動や自主防犯などの地域活動への支援を通じて、人と人が「絆」で結ばれた新たな地域づくりを推進します。</p>																				
			伝統文化継承事業	再掲	生活文化スポーツ部	文化振興課	地域の伝統文化を継承し、地域社会を再生するための活動を支援する。	支援件数	H22 29件 H23 21件 H24 43件 H25 43件	40件	40件	200件(40件×5力年)	10,100	9,429	9,404	県内各地域の伝統芸能や祭り等の継承活動を支援した。支援件数43件	4	伝統文化の継承活動への支援を通じて、人と人が絆で結ばれた、安心安全な地域づくりを推進することができた。また、分かりやすい募集チラシの配布により周知を図り、目標値を上回る43件を支援した。今後も、市町村との連携を図りながら、より利用しやすい支援制度となるよう事業周知を図る。	4	伝統文化の継承活動を支援することで、地域社会の再生を推進するため、継続。
			子ども・女性の安全確保対策	再掲	生活文化スポーツ部	県民生活課	子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。	県内不審者情報認知件数 ①子ども(18歳以下の男女) ②若い女性(19歳以上) ※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、犯罪件数とは異なる	H22 699件 H23 753件 H24 827件 H25 823件	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	4,330	4,481	3,723	子ども向け防犯出前講座(157回) 地域安全マップづくり指導者研修(1回) 地域安全マップ作成支援(12回)	4	子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、防犯出前講座や各種研修会等の実施が必要である。また、防犯意識の高揚等にも効果が認められる。	4	子どもや女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防ぐため、継続。
			観音山古墳保護管理運営(「偲ぶ毛の国」群馬の魅力発掘・発信事業)	再掲	教育委員会	文化財保護課	史跡観音山古墳を適切に保存・管理・活用する。また、管理や来訪者への対応を充実し、文化財としての価値とあわせて、観光資源としての価値も高める。	史跡観音山古墳見学者数	H22 : 15,910人 H23 : 17,074人 H24 : 14,987人 H25 : 16,147人	17,000人	17,000人	18,000人	4,129	4,180	4,114	・史跡地等の環境整備・維持管理等 ・史跡見学者対応(解説員2人に対応) ・史跡広報・普及活動 ・駐車場用地の借り上げ	4	本史跡はS48年に国指定となった群馬県を代表する史跡である。群馬県が直接管理し、所在する高崎市内の学校をはじめ、県外からの見学者も多い。学校や県民に対して広報に努め、県民の郷土学習の場としての利用を推進しているため、さらには児童生徒の郷土を愛する心の育成に資するため、今後も適切な保護管理をしていく必要がある。	4	国指定史跡である観音山古墳は、石室を有する大規模な前方後円墳として、貴重な文化財であることから、学習の場として積極的に活用するため、継続。
			上野国分寺跡保護管理運営(「偲ぶ毛の国」群馬の魅力発掘・発信事業)	再掲	教育委員会	文化財保護課	史跡上野国分寺跡を適切に保存・管理・活用する。また、管理や来訪者への対応を充実し、文化財としての価値とあわせて、観光資源としての価値も高める。	史跡上野国分寺跡見学者数	H22 : 5,802人 H23 : 5,910人 H24 : 8,466人 H25 : 7,944人	7,000人	8,500人	10,000人	7,208	7,609	7,122	・史跡地等の環境整備・維持管理等 ・ガイダンス施設内外の環境整備・維持管理 ・史跡見学者対応(解説員3人に対応、年末年始を除き年中無休) ・史跡広報・普及活動 ・国分寺跡古代史講座の開催 ・地域行事と連携した史跡地の活用や発掘調査現地説明会の開催	4	本史跡はT15年に国指定となり、群馬県が直接管理している群馬県を代表する史跡である。史跡についての広報・普及を積極的に行い、郷土学習の場としての利用を推進しているため、さらには児童生徒の郷土を愛する心の育成に資するため、今後も適切な保護管理をしていく必要がある。	4	上野国分寺跡は国の史跡として本県を代表する重要な遺跡であり、適正管理のため、継続。
<p>(4)男女共同参画による地域力の向上</p>																				
<p>■ 県民や団体に対する情報提供や地域における活動、交流、ネットワークづくりの支援などを通じ、活力ある地域社会を形成します。</p>																				
			事業所の男女共同参画推進		生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	事業所における女性の活用やワークライフバランスの取り組み等の実態調査を行い、「女性活用の好事例や障害要因」を結果報告としてとりまとめたり、講演会での成果発表やホームページ等での情報提供を行ったりすることにより、より多くの事業所が男女共同参画推進員を設置して、主体的に男女共同参画の取り組みを行うよう促す。	男女共同参画推進員設置事業所数	H22 143事業所 H23 143事業所 H24 408事業所 H25 415事業所	400事業所	450事業所	500事業所	720	524	583	群馬県立女子大学と連携し、以下の事業を実施 男女共同参加推進員設置事業所実態調査アンケート(236/411事業所が回答、回答率57.4%) 事業所訪問ロールモデル取材(11社)講演会・成果発表(参加者67名) 事業所の取り組み等をホームページ、冊子等により広く情報発信	4	男女共同参画に関する事業所の取り組み事例を取材し情報発信することで事業所のイメージアップにつなげるとともに、広く県内事業所に対し男女共同参画の推進について働きかけることが出来る。 また、群馬県立女子大学と連携して事業に取り組むことで、女子学生のキャリア形成にも資することができ、将来の女性活躍推進にもつながるため、今後も継続的な取り組みを行っていく。 さらに、来年度に向けて、事業所を対象とした新認証制度の検討を他部局と連携して進め、女性登用等に関する新たなインセンティブの付与等、事業所の取り組みを後押しできるような施策に取り組んでいく。	4	企業等における男女共同参画を推進するため、継続。 庁内関係部局、経済団体、農業団体ほか多様な機関と連携して、より効果的な事業について検討する。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ12>4

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価		
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価の 考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								
			女性のキャリア形成支援	新規	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	・企業や団体で活躍する女性リーダーのネットワークの構築と企業の枠を超えた交流を促進する。 ・勉強会や活動報告会などネットワークの自主的な活動を支援し、継続的な活動とネットワークの拡大を促す。 ・ネットワーク会員がそれぞれの企業内においても次の女性リーダー育成に取り組みることができるよう研修を実施する。	ネットワーク会員数				20人	40人			161		平成26年度新規事業のため、事業評価対象外		
			男女共同参画センター運営		生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	男女共同参画社会づくりを推進する拠点施設である「ぐんま男女共同参画センター」において、団体等の活動支援、講座の企画・実施、図書等の情報提供・調査、相談事業などに取り組む。	男女共同参画セミナー基礎講座講座満足度数	H22 「満足」と「やや満足」を併せて81% H23 満足度「100%」「90%」「80%」を併せて77% H24 満足度「100%」「90%」「80%」を併せて83% H25 満足度「100%」「90%」「80%」を併せて75%	満足度「100%」「90%」を併せて80%以上	満足度「100%」「90%」を併せて80%以上	満足度「100%」「90%」「80%」を併せて80%以上	23,315	22,191	20,665	男女共同参画基礎講座・講演会の実施(参加者計 594人) 父親の子育て支援(バルーンアート教室、講演会)(参加者計 39人) 女性のチャレンジ支援(女子高校生向け啓発講座、再就職支援セミナー、キャリア形成支援講座)(参加者計 243人) 人材育成(実践講座、地域における男女共同参画セミナー)(参加者計 117人) 情報収集・提供(「センター通信」の発行(年6回)、図書の収集、貸出し等)活動支援(女性団体の交流、登録団体制度、協働事業等) 相談事業(年間相談件数723件)施設管理、貸室事業(実利用人数12,773人、利用団体数432団体)	4	「男女共同参画に係る県民の自主的な活動を支援する拠点施設」という参画センターの設置目的・特色を今後もより明確にしていくなか、将来の男女共同参画推進の担い手となるような人材発掘・育成のための講座の充実に、ネットワークづくり、情報発信機能の強化に今後も継続的に取り組んで行く。 また、本県の女性の活躍を推進するため、女性のチャレンジ支援や男性向けセミナー等にも引き続き取り組み、男女共同参画の推進による地域力向上を目指していく。	4	男女共同参画を推進する拠点施設の運営経費であり、継続。より効率的・効果的な事業実施や運営を検討する。
1 「地域力」の維持・強化 小計 520,482																				
2 誰もが活躍できる社会づくり																				
(1)人権についての理解・認識の促進																				
■ さまざまな人権課題についての理解・認識を深め、県民の人権意識を高めるとともに、日常生活における習慣・文化としての人権意識を定着させるため、講演会や広報媒体を活用した啓発活動などに取り組みます。																				
			人権同和施策推進(犯罪被害者等支援を除く)		生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	『人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画』の課題を踏まえ、同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消を図るため人権啓発事業等を推進する。 ・人権啓発フェスティバル、講演会、冊子配布など啓発事業の実施 ・市町村への啓発事業委託 ・人権教育・啓発推進懇談会開催 等	①人権啓発フェスティバル参加者数 ②啓発専門員派遣回数	① H22 290人 H23 507人 H24 186人 H25 300人 ② H22 21回 H23 21回 H24 17回 H25 14回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	77,944	72,996	66,952	人権啓発フェスティバル開催(安中市市町村への啓発事業委託(24市町村) 隣保館運営費等補助(6館) 啓発専門員設置・派遣(14回) 人権教育・啓発推進懇談会開催	4	人権同和問題については、地道な啓発活動により、正しい理解や認識を根付かせることが重要であり、今後も引き続き取り組みを行う。 また、啓発専門員設置・派遣については、企業や団体などからの派遣要請に応じて、啓発専門員を派遣するほか、外部講師を活用するなどにより、啓発内容のさらなる充実を図る。	4	人権同和問題について、正確な認識の普及を図るため、継続。
■ 知識として理解するだけでなく、一人ひとりの人権を尊重した考え・行動を広く根付かせるため、家庭、地域、学校、企業等あらゆる場を通じての活動に取り組み、人権教育・啓発を推進します。																				
			人権同和施策推進(犯罪被害者等支援を除く)	再掲	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	『人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画』の課題を踏まえ、同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消を図るため人権啓発事業等を推進する。 ・人権啓発フェスティバル、講演会、冊子配布など啓発事業の実施 ・市町村への啓発事業委託 ・人権教育・啓発推進懇談会開催 等	①人権啓発フェスティバル参加者数 ②啓発専門員派遣回数	① H22 290人 H23 507人 H24 186人 H25 300人 ② H22 21回 H23 21回 H24 17回 H25 14回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	77,944	72,996	66,952	人権啓発フェスティバル開催(安中市市町村への啓発事業委託(24市町村) 隣保館運営費等補助(6館) 啓発専門員設置・派遣(14回) 人権教育・啓発推進懇談会開催	4	人権同和問題については、地道な啓発活動により、正しい理解や認識を根付かせることが重要であり、今後も引き続き取り組みを行う。 また、啓発専門員設置・派遣については、企業や団体などからの派遣要請に応じて、啓発専門員を派遣するほか、外部講師を活用するなどにより、啓発内容のさらなる充実を図る。	4	人権同和問題について、正確な認識の普及を図るため、継続。
■ 一人ひとりを等しく尊重するなど、さらなる人権擁護に努めるよう、教職員や社会教育関係者など人権に関係の深い職業に従事する人に対し、研修会等による積極的な人権教育・啓発を推進します。																				
			人権同和施策推進(犯罪被害者等支援を除く)	再掲	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	『人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画』の課題を踏まえ、同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消を図るため人権啓発事業等を推進する。 ・人権啓発フェスティバル、講演会、冊子配布など啓発事業の実施 ・市町村への啓発事業委託 ・人権教育・啓発推進懇談会開催 等	①人権啓発フェスティバル参加者数 ②啓発専門員派遣回数	① H22 290人 H23 507人 H24 186人 H25 300人 ② H22 21回 H23 21回 H24 17回 H25 14回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	①人権啓発フェスティバル参加者数 300人 ②啓発専門員派遣 25回	77,944	72,996	66,952	人権啓発フェスティバル開催(安中市市町村への啓発事業委託(24市町村) 隣保館運営費等補助(6館) 啓発専門員設置・派遣(14回) 人権教育・啓発推進懇談会開催	4	人権同和問題については、地道な啓発活動により、正しい理解や認識を根付かせることが重要であり、今後も引き続き取り組みを行う。 また、啓発専門員設置・派遣については、企業や団体などからの派遣要請に応じて、啓発専門員を派遣するほか、外部講師を活用するなどにより、啓発内容のさらなる充実を図る。	4	人権同和問題について、正確な認識の普及を図るため、継続。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ12>5

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H25 決算 (千円)	H25事業結果		部局評価	財政課評価
									実績値 (過去4年間)		目標値			H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								
(2)多文化共生社会の実現による豊かな地域づくり																				
■ 県認定多文化共生推進士の育成・活用や日本語教育の充実など外国籍県民の自立・社会参画を推進します。																				
			生活文化スポーツ部	NPO・多文化共生推進課	外国人県民自立支援	地域社会の中で支障なく生活を営んで行くために、コミュニケーション面や生活面での支援、心理面での支援を実施する。	①医療通訳ボランティア養成数 ②医療通訳派遣数 ③外国人相談受付数 ④日本語教育が必要な児童生徒数(公立小・中学校を対象)	① H22 13名(延べ106名) H23 4名(延べ110名) H24 6名(延べ116名) H25 5名(延べ121名) ② H22 47件 H23 92件 H24 131件 H25 83件 ③ H22 104名 H23 139名 H24 116名 H25 93件 ④ H22 小学生610人・中学生253人 H24 小学生608人・中学生200人 ※調査は偶数年度に実施	①5名 ②130件 ③140名 ④小学生608人・中学生200人	①5名 ②130件 ③140名 ④小学生608人・中学生200人	①延べ130名 ②年間130件 ③年間140名 ④小学生575人・中学生190人	911	911	682	医療通訳ボランティア養成(13名参加・5人登録) 医療通訳派遣数(83件) 外国人相談窓口設置(相談者数52名)(相談内容:外国人学校について、生活上の心配事、学習問題、社会適応問題、健康問題、経済的問題等)	4	外国人県民が医療機関等において受診する際に、十分なコミュニケーションが取れないために必要とされる医療通訳の派遣に対するニーズは高いため、継続して通訳ボランティアを養成する必要がある。 また、在住外国人は、生活・教育・健康問題など様々な悩みを抱えており、それらの相談に適切に対応するため、相談窓口を継続して設置する必要がある。	4	外国人のコミュニケーションや生活面等を支援するため、継続。	
			総務部	女子大学	地域日本語教育センター運営	在住外国人が地域社会の一員として暮らせるよう日本語教育の充実を図る目的で、日本語教育と日本語教育人材育成の拠点として、地域日本語教育センターを設置、運営する。	①外国人の日本語履修者数累計(センター設立前含む) ②ボランティア等の日本語指導法講座受講者数累計(センター設立前含む) ③日本語教育関係科目の受講学生数	H24: 213人 H25: 225人 ② H24: 111人 H25: 137人 ③ H24: 361人 H25: 1,539人	①240人 ②100人 ③350人	①245人 ②160人 ③1,000人	①280人 ②120人 ③350人	部局予算対応	504	256	①外国人を対象とした日本語研修における履修者の目標値は達成されなかった。②ボランティア等向け日本語指導法講座の受講者数の目標値は達成された。③学生向け日本語教育関係科目の受講学生数では、H25年度からセンターが授業科目を開設したことに伴い対象科目数が目標設定時の14科目から48科目に増えたため、目標値は大幅に超えて達成された。	4	地域日本語教育事業の4本柱として、1)人材育成、2)教育の実施、3)教材開発、4)関係機関との連携推進を掲げ、計画的に事業を進める。 外国人を対象とした日本語研修は、広報を市町村のボランティアセンター等に協力依頼するなどにより、履修者数の増加を図る。	4	在住外国人に対する日本語教育を充実するために、継続。 今後も、市町村や、教育委員会、市内関係課とも連携して取り組んでいく必要がある。	
■ 外国人集住地域の課題解決に向け、市町村、大学、NPO等と連携し多文化共生推進体制を整備します。																				
			生活文化スポーツ部	NPO・多文化共生推進課	多文化共生推進体制の整備	社会情勢の変化に伴い群馬県多文化共生推進指針を改定するとともに、各県・市町村や庁内各課室との連携、地域再生計画に基づくモデル事業を行う。	①多文化共生推進ネットワーク設置数 ②多文化共生推進士認定数	① H24 3団体 H25 3団体 ② H24 0人(養成のみ) H25 5人	①5団体(+2団体) ②5人	①5団体(+0団体) ②5人	①5団体(+0団体) ②延べ18人	575	474	404	多文化共生社会を推進する人材育成のため、県と群馬大学が連携して養成した「多文化共生推進士」の養成講座修了者5名を「多文化共生推進士」として県が認定 地域再生計画に基づき、地域課題の解決と地域活性化を図るための多文化共生ネットワークの構築に向けて、地域住民と外国人のネットワーク化を図るイベント(フリーマーケット、ソーシャルワーカー等による相談会)を民間団体に委託して実施	4	多文化共生社会の実現に向けて、「多文化共生推進士の活動を支援するための体制整備や関係機関との連携を進めていく必要がある。	4	計画的に多文化共生推進体制を整備するため、継続。 多文化共生推進士の活動を県内に普及させる。	
			生活文化スポーツ部	NPO・多文化共生推進課	国際交流員配置	ポルトガル語-日本語の通訳・翻訳に係る高い技能を有する者を雇用し、自治体職員協力交流研修員(カウンセラー)や関係団体・関係者との調整・交渉時の通訳、県政情報等の翻訳と発信、多文化共生施策の企画・立案などの業務を遂行する。	国際交流員の人数	H24 1名 H25 1名	1名	1名	1名	2,320	2,302	2,043	県行政の各分野で必要とされる通訳・翻訳、FMポルトガル語放送の収録、在住外国人からの照会対応、心理カウンセリング研修員の対応のほか、本県の在住外国人施策を推進するための国際交流員(ポルトガル語)を配置	4	県内在住外国人に占める割合はブラジル人が高く、県の他部局からの通訳・翻訳依頼も含め、ポルトガル語嘱託職員の配置は、正確な情報の翻訳、発信及び多文化共生推進事業の企画・立案支援において必要不可欠である。	4	日本語ではコミュニケーションが難しい外国人を支援するため、継続。	
		再掲	生活文化スポーツ部	NPO・多文化共生推進課	災害時多言語情報センター設置運営訓練	災害時多言語情報センター設置運営訓練等の事業により、外国人県民及び日本人県民の防災意識を啓発する。	訓練箇所数	H24 1箇所 H25 1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1,056	1,051	1,056	災害時に在住外国人に対して正確な情報提供を行う災害時多言語情報センターの設置・運営のための訓練を大泉町で実施(同町と共催)。 意識啓発講演会(1回、参加者130名) 災害時外国人通訳ボランティア養成講座(1回、参加者50名) 災害時多言語情報センター設置運営訓練(避難所を想定した訓練)(1回、参加者108名)	4	災害時に県災害対策本部が設置され避難所が開設された場合、県は市町村と協働で災害時多言語情報センターを設置し、外国人に対する適切な情報提供を行うこととなっている。 そのための訓練を、通訳ボランティアを養成するとともに、実際に避難所及びセンターが開設された場合を想定し、通訳ボランティアや外国人の参加により市町村と共同で設置運営訓練を実施することは、災害時に外国人に対する適切な支援を行う上で非常に重要である。 今後も引き続き、市町村や関係機関と連携し、効果的な事業実施を図っていく。	4	災害時に外国人避難を円滑に行い、被害を最小限に抑えるため、継続。	
			警察本部	警察本部	多文化共生事業	来日外国人に係る犯罪被害や事件事故の発生を抑制し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた多文化共生施策を推進する。	多文化共生施策の推進	-	施策の推進	効果的共生施策の推進	効果的共生施策の推進	2,779	2,308	2,558	国際少年柔道教室、留学生安全安心ボランティアサークルの活動支援、通訳人帯同の特別巡回連絡等の共生対策が効果的に行われた。	4	来日外国人に対する犯罪組織の関与、介入等を防止するためにも、本事業を継続する必要がある。	4	来日外国人に係る犯罪被害や事件事故を抑制するために必要な経費であるため、継続。 事業実施に当たっては、引き続き効果的な予算の執行に努める必要がある。	

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ12>6

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価	
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価 区分	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総計画 終期)								H25 区分
2 誰もが活躍できる社会づくり 小計												228,038								
3 地域づくり・まちづくり																				
(1)地域活動の促進																				
■ 伝統文化の継承活動や自主防犯などの地域活動への支援を通じて、人と人が「絆」で結ばれた新たな地域づくりを推進します。																				
			地域調整費	企画部	行政県税事務所・地域政策課	地域の課題に迅速・柔軟に対応し、地域の振興・活性化を主体的に推進するためのソフト事業・ハード事業を振興局等において機動的に実施。	実施件数	H22 388件 H23 296件 H24 318件 H25 276件	随時発生する地域の課題に対し、迅速・柔軟に対応するための機動的な予算であり、あらかじめ目標値を設定するのは困難	随時発生する地域の課題に対し、迅速・柔軟に対応するための機動的な予算であり、あらかじめ目標値を設定するのは困難	随時発生する地域の課題に対し、迅速・柔軟に対応するための機動的な予算であり、あらかじめ目標値を設定するのは困難	380,000	370,000	387,039	地域振興調整費 地域活性化のための事業206件実施 地域公共事業調整費 地域の実情に応じた公共事業70件実施	4	地域振興調整費は、県民参加を促すイベント等の実施により、地域のPRや市町村及び地域団体の支援につながっている。 地域公共事業調整費は、複数の分野にまたがる公共事業を実施し、地域の課題解決に貢献している。	4	今後も、地域の課題に機動的・弾力的に対応していく必要があるため、継続。	
			伝統文化継承事業	再掲	生活文化スポーツ部	文化振興課	地域の伝統文化を継承し、地域社会を再生するための活動を支援する。	支援件数	H22 29件 H23 21件 H24 43件 H25 43件	40件	40件	200件(40件×5カ年)	10,100	9,429	9,404	県内各地域の伝統芸能や祭り等の継承活動を支援した。 支援件数43件	4	伝統文化の継承活動への支援を通じて、人と人が絆で結ばれた、安心・安全な地域づくりを推進することができた。また、分かりやすい募集チラシの配布により周知を図り、目標値を上回る43件を支援した。 今後も、市町村との連携を図りながら、より利用しやすい支援制度となるよう事業周知を図る。	4	伝統文化の継承活動を支援することで、地域社会の再生を推進するため、継続。
			子ども・女性の安全確保対策	再掲	生活文化スポーツ部	県民生活課	子ども向け防犯出前講座、地域安全マップ指導者養成・作成支援、防犯教育ボランティアの養成や、女子中高生を主な対象とした防犯出前講座の実施などにより、子ども・女性の安全確保に努める活動を推進する。	県内不審者情報認知件数 ①子ども(18歳以下の男女) ②若い女性(19歳以上) ※不審者から声を掛けられたり、付きまとわれたりするいわゆる「声かけ事案」で、犯罪件数とは異なる	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	①実施回数を対前年度以上とする ②実施回数を対前年度以上とする	4,330	4,481	3,723	子ども向け防犯出前講座(157回) 女性向け防犯出前講座(12回) 地域安全マップづくり指導者研修(1回) 地域安全マップ作成支援(12回)	4	子どもや女性自身の危険回避能力を高めるため、防犯出前講座や各種研修会等の実施が必要である。また、防犯意識の高揚等にも効果が認められる。	4	子どもや女性の自主防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防ぐため、継続。	
			地域防犯力向上対策	再掲	生活文化スポーツ部	県民生活課	県民の自主防犯意識の向上や、防犯に必要な知識の習得により、地域の防犯力を向上させるため、県民防犯の日啓発事業の実施、防犯出前講座の開催、各種啓発資料の作成等を行う。	①県内刑法犯認知件数 ②県内振り込み詐欺認知件数	対前年比で減少	対前年比で減少	対前年比で減少	3,570	1,898	3,022	防犯出前講座(74回) 防犯展示(6回)の実施 県民防犯の日啓発事業の実施(19箇所) 振り込み詐欺被害防止マニュアル配布(約54,000人) 緊急雇用創出基金事業による振り込み詐欺撲滅キャンペーン隊による啓発(605回)	4	事業実施により、刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、振り込み詐欺が急増しているため、引き続き、警察、市町村、地域住民等と協力して防犯意識の普及啓発を図ることが必要である。	4	県民の自主防犯意識向上のため、継続。	
			観音山古墳保護管理運営(「偲ぶ毛の国」群馬の魅力発掘・発信事業)	再掲	教育委員会	文化財保護課	史跡観音山古墳を適切に保存・管理・活用する。また、管理や来訪者への対応を充実し、文化財としての価値とあわせて、観光資源としての価値も高める。	史跡観音山古墳見学者数	H22 :15,910人 H23 :17,074人 H24 :14,987人 H25 :16,147人	17,000人	17,000人	18,000人	4,129	4,180	4,114	・史跡地等の環境整備・維持管理等 ・史跡見学者対応(解説員2人で対応) ・史跡広報・普及活動 ・駐車場用地の借り上げ	4	本史跡はS48年に国指定となった群馬県を代表する史跡である。群馬県が直接管理し、所在する高崎市内の学校をはじめ、県外からの見学者も多い。学校や県民に対して広報に努め、県民の郷土学習の場としての利用を推進しているため、さらには児童生徒の郷土を愛する心の育成に資するため、今後も適切な保護管理をしていく必要がある。	4	国指定史跡である観音山古墳は、石室を有する大規模な前方後円墳として、貴重な文化財であることから、学習の場として積極的に活用するため、継続。
			上野国分寺跡保護管理運営(「偲ぶ毛の国」群馬の魅力発掘・発信事業)	再掲	教育委員会	文化財保護課	史跡上野国分寺跡を適切に保存・管理・活用する。また、管理や来訪者への対応を充実し、文化財としての価値とあわせて、観光資源としての価値も高める。	史跡上野国分寺跡見学者数	H22 :5,802人 H23 :5,910人 H24 :8,466人 H25 :7,944人	7,000人	8,500人	10,000人	7,208	7,609	7,122	・史跡地等の環境整備・維持管理等 ・ガイダンス施設内外の環境整備・維持管理 ・史跡見学者対応(解説員3人で対応、年末年始を除き年中無休) ・史跡広報・普及活動 ・国分寺跡古代史講座の開催 ・地域行事と連携した史跡地の活用や発掘調査現地説明会の開催	4	本史跡はT15年に国指定となり、群馬県が直接管理している群馬県を代表する史跡である。史跡についての広報・普及を積極的に行い、郷土学習の場としての利用を推進しているため、さらには児童生徒の郷土を愛する心の育成に資するため、今後も適切な保護管理をしていく必要がある。	4	上野国分寺跡は国の史跡として本県を代表する重要な遺跡であり、適正管理のため、継続。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ12>7

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H25 決算 (千円)	部局評価	財政課評価	
									実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)		評価の考え方	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)								評価区分
<p>■ ボランティア活動等に関する相談・情報提供・支援等を通じて、ボランティア活動を促進します。</p>																				
			NPO・ボランティアサロンぐんま運営	再掲	生活文化スポーツ部	NPO・多文化共生推進課	特定非営利活動促進法の適正な施行、NPO・ボランティアに関する相談や情報提供などを行い、市民活動全般を支援する。	サロンへの相談等件数(NPOやボランティアに関する電話・来所相談)	H22 1,665件 H23 1,497件 H24 1,441件 H25 1,452件 ※H25より、日曜休館。	1,600件	1,600件	1,600件	7,300	7,300	7,257	NPO法人の設立や運営に関する相談、ボランティア活動に関する相談・コーディネート業務等を実施した。情報誌「フリーサ」の発行(年2回)、NPO関係者等を対象としたセミナー等を開催することにより、情報発信や団体の運営基盤の充実を図った。市町に設置されている市民活動支援センターに対し、セミナーやNPO向け個別相談会等を通してスキルアップを図るとともに、情報交換会を開催しスタッフ同士の交流を図り、連携を強化した。	4	NPO法人等の運営や会計に関する相談やボランティア活動に対する情報提供・コーディネートをを行い、市民活動支援を行う。また、県の市民活動支援センターとして、市町の市民活動支援センターでは対応が困難な広域的・専門的な支援を行うとともに、市町センターの対応力向上を図るため、センタースタッフのスキルアップ支援を行う必要がある。	4	市民活動の促進やNPO法人の運営に係る相談、情報提供を行うため、継続。県内NPO支援の中核として、市町村支援センターにノウハウを伝達することで、市町村のレベルアップを図る。
			地域福祉等推進特別支援(ぐんまボランティア・市民活動支援センター運営)	再掲	健康福祉部	健康福祉課	ボランティア活動等に関する相談・紹介のほか、養成講座及び研修会の開催並びに啓発・情報提供などを行い、ボランティア活動を全般的に支援する。	①市町村災害ボランティアセンター設置訓練数 ②県内ボランティア活動者数 ③ふれあいいきいきサロン設置か所数	①H24年度 5箇所 H25年度 5箇所 ②H23.3.31現在数：149,293人 H24.3.31現在数：177,064人 H25：H26.6把握予定 ③H23.3.31現在：1,745か所 H24.3.31現在：1,879か所 H25.3.31現在：1,986か所 H26.3.31現在：2,058か所	①8か所 ②184,000人 ③2,000か所	①15か所 ②222,000人 ③2,150か所	①35か所 ②300,000人 ③2,500か所	12,868	11,870	11,492	ボランティアセンターの運営を通して、ボランティアに関する相談、関係機関の連携調整を行った。災害時のボランティアの調整等を行う災害ボランティアセンターの設置訓練を5カ所で行った。身近な地域における居場所づくりとして、「ふれあいいきいきサロン」の普及啓発に努めた。	4	本年2月の大雪時には、既に災害ボランティアセンター設置訓練を受けた市町村社会福祉協議会を中心に、県民支援に迅速に取り組んだ。今後も震災等の災害が予想される中、災害対応をきめたボランティアの重要性は増している。また、地域のつながりが薄れる中、身近な地域での居場所づくりは地域福祉向上のため重要である。以上のことから、継続して育成、普及啓発に努める必要がある。	4	ボランティア活動を支援するため、ボランティア活動のコーディネーターやボランティアの養成・研修が重要であり継続。
			花と緑のクリーン作戦		県土整備部	都市計画課	地域住民の協力が得られる除草や地域の景観を向上させる花植活動について、今後の社会資本ストックの維持管理パートナーとして、県民の道路や河川等の草刈り等の維持管理活動や花植え活動を支援し、地域愛護の活動を活発にする。	人口減少、超高齢化の中、参加団体数の維持	H22:2,057 H23:2,023 H24:2,017 H25:1,895	1,800団体	1,800団体	1,800団体	42,000	43,482 (公共事業調整費)	平成25年度は、1,895団体、延べ約17.8万人の参加を得た。	4	今後は行政のみの維持管理に限界があることから、社会資本ストックの維持管理のパートナーとして、県民の道路や河川等の草刈り等の維持管理活動や花植活動を支援し、地域愛護の活動を活発にしていかなければならない。	4	県民の地域愛護活動を支援し、地域コミュニティの再生や地域が誇れる景観形成を図るための事業であり、継続。	
<p>■ 地域コミュニティの活動や交流の拠点となる集会施設の設置・改修を支援します。</p>																				
			地域力向上事業	再掲	企画部	地域政策課	行政と地域住民が連携し、地域自らが主体となって地域の資源を発見・蓄積・活用し、地域の課題を解決するとともに、地域コミュニティ機能を強化し、魅力ある地域へと向上させる取組及びその活動拠点となる集会施設の設置を支援する。	補助件数	①地域づくり・振興事業 H22:22件 H23:25件 H24:14件 H25:12件 ②住民センター等整備事業 H24:0件 H25:1件	①地域づくり・振興事業 15件 ②住民センター等整備事業5件	①地域づくり・振興事業 15件 ②住民センター等整備事業5件	①地域づくり・振興事業 15件 ②住民センター等整備事業5件	24,187	24,187	10,299	地域主体の地域づくり活動12事業を採択し、その取組を支援した。地域の活動拠点となる集会所の整備を1件支援した。	4	安全・安心な地域社会の構築には「地域力」の維持・強化が必要であり、24年度において、補助メニューを拡充(従来の地域づくり・振興事業に加え、住民センター等整備事業を新設)した。住民センター等補助については、25年度に1件実績があり、問い合わせも増えてきているため、地域づくり・振興事業とともに、事業効果を図るためにも、引き続き、事業の優先度を明確にし、事業採択を行うことにより、効果的・効果的な支援を行う。	4	地域の課題解決を支援する目的の補助であり、内容は多岐にわたるが、H24年度に新設した住民センター等整備補助も含めて、引き続き、効果を確認しながら事業を実施する必要があるため、継続。
<p>(2)過疎・山村地域振興</p>																				
<p>■ 豊かな自然、観光資源などの地域資源や東京圏との近接性といった本県の過疎地域の特性を十分に活かし、都市との交流促進などの過疎対策を推進します。</p>																				
			山村と都市との連携・協定支援		企画部	地域政策課	山村と都市との連携・交流を促進するため、東京23区を中心とした都市への広報(営業)活動、出合いの場設定などを実施する。	本県山村地域の市町村と東京23区等との新たな交流の始まり	-	-	-	-	743	454	110	東京23区職員、県内市町村職員を対象とした自治体間交流セミナーを開催した。	4	東京23区と県内市町村との新たな交流推進には、県が両者の間に立つたきめ細やかなマッチング作業が今後重要である。バックアップ機能誘致の取組とも連携させつつ、協定・交流を推進していく必要がある。	4	安定した関係が築けるよう、内容を工夫しながら今後も取り組む必要があるため、継続。
			移住相談会		企画部	地域政策課	本県の特性を踏まえながら、都市地域の田舎暮らし希望者を、少子高齢化の進む県内過疎山村地域への移住に結びつける。	移住相談会等の開催又は参加	H25:3回	4回	4回	12回 (4回×3ヶ年)	3,756	1,195	803	ぐんま田舎暮らし相談会の開催 北関東磐越&FIT田舎暮らしフェアの開催 ふるさと回帰フェア2013への参加	4	移住を検討している方への情報提供の場、移住の入り口として、都市部での相談会開催は有効である。人口減少による諸問題への危機感が高まる中、従来の相談会開催に加え、県内市町村・関係団体との連携体制の整備、県の魅力発信・情報発信の強化等にも取り組んでいく必要がある。	4	人口問題については、都市部の人口をいかに群馬へ移動させるかも重要。今後、この事業だけでなく、これまでの県の取組を検証した上で、人口減少対策に取り組んでいく必要があるため、継続。

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H25事業結果	事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標				予算額			部局評価	財政課評価					
								成果(結果)を示す項目	実績値 (過去4年間)		目標値				H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)	H25 決算 (千円)	評価: 区分	評価の考え方	評価: 区分	評価の考え方
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総合計画 終期)									
<p>■ 地域住民自らが地域の課題を発見し解決していく地域力の向上を図るため、話し合いの場や地域における優れた人材の育成に努めます。また、地域の見回りなどを促進し、山村集落等が活性化する取組の支援を行います。</p>																					
			過疎地域いきいき集落づくり支援	企画部	地域政策課	過疎地域内の集落で住民がいきいきと生活できることに資する事業を、地域と一緒に考え、支援することで集落の維持・活性化を図る。	支援集落数	H25: 6集落	4集落	8集落	12集落 (4集落×3ヶ年)	4,240	5,250	3,356	過疎法により過疎地域指定された4市町村6集落において地域住民及び行政が協働して事業を実施した結果、集落内の地域資源の再発見、集落内祭事の復活、交流人口の拡大など集落の活性化が図られた。	4	過疎地域の集落を維持・活性化していくためには、住民自らが主体性を持って集落の維持・活性化に取り組む必要がある。 こうした事業に取り組む団体への補助事業に併せて、県も一緒になって集落の課題解決への取り組みを支援することで、継続的な集落の維持・活性化を図ることができるため。	4	県職員も集落に向き、地域と一緒に解決策を考える取組を行っており、今後も同じ姿勢で、引き続き支援していく必要があるため、継続。		
<p>■ 農地や農業用施設を保全する地域住民の協働活動や、地域資源を活かした農業生産活動などを支援し、集落機能の維持・発展を図ります。</p>																					
			中山間地域等直接支払	農政部	農村整備課	農業生産条件が不利な中山間地域等における農業生産活動等の維持を通して、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の有する多面的機能を確保する。	①協定数 ②交付面積(ha)	①協定数 H22: 222協定 H23: 228協定 H24: 229協定 H25: 229協定	①238協定	①242協定	①242協定	142,765	142,911	136,386	20市町村229協定1,578haに対して交付金を交付し、農業生産活動の維持による多面的機能の発揮・保全を図った。	4	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、中山間地域農業の維持・発展を図るため、目標達成に向けた継続的な推進、実施が必要である。	4	平成26年度までは国が策定する第3期対策に基づき事業実施しているところであり、平成27年度以降も、国が第4期対策を実施する場合には継続。		
<p>(3)魅力あるまちづくりの推進</p>																					
<p>■ 都市計画制度の適時適切な運用により拡散した都市のコンパクト化など、適切な土地利用の誘導を図ります。</p>																					
			都市計画指導調査	県土整備部	都市計画課	人口、産業、土地利用、宅地開発状況、建築物等の都市動向について、概ね5年ごとに調査を行い、調査結果及び将来見通しを踏まえて、各種都市計画の適時適切な見直しを行う。 また、人口減少・超高齢社会に対応した都市構造(ぐんまらしい持続可能なまち)への転換に向けた都市計画の見直しを行う。	次期(平成H27年)都市計画区域マスタープランの改定	H22: --- H23: 都市計画基礎調査(13市町で実施) H24: 都市計画基礎調査(14市町村で実施) H25: 区域マスタープラン県案作成に着手	都市計画区域マスタープラン県案作成	都市計画区域マスタープラン県原案作成	都市計画区域マスタープラン改定(27市町村)	19,676	16,742	19,280	関係市町村、庁内関係課との協議をふまえ、素案を作成	4	素案に対する関係市町村等の賛同が得られ、国関係機関との協議も良好であることから、県民意見反映(パブリックコメント)や都市計画法手続きを実施し、平成27年夏の告示を行う。	4	法令に基づき、都市計画を策定するための基礎データを収集し、街作りの方向性を定めるための事業であるため継続。		
			社会資本総合整備(区画)	県土整備部	都市計画課	地域住民の総意により事業を進める県民参加型まちづくりの代表である組合土地区画整理事業の事業費の一部を補助し、住民の望む快適なまちづくりの推進を図る。	市街地整備率	H22: 24.3% H23: 24.5% H24: 25.1% H25: 25.2%	24.3%	25.0%	25.8%	200,366	197,366	154,410	組合施行で整備する新保・日高地区、尾島東部地区で実施	4	市街地整備率は、「25.2%」とH25年度目標値「24.3%」を達成できている。今後の事業実施については、施行者である組合が円滑に事業実施できるよう県は最大限の協力をを行い、早期事業完了に向けて継続して効率的・効果的な事業執行に取り組む。	4	良好な都市環境を形成するため、区画整理を計画的に実施する必要があるため継続。		
<p>■ 疲弊・空洞化している市町村の中心部の再生・活性化に向けて、地域住民と市町村との一体的取組や中心市街地に人を呼び戻すための施策を市町村と連携して支援します。</p>																					
		再掲	商店街活性化支援事業	産業経済部	商政課	商店街の活性化を図るために商店街団体等が実施するソフト事業及びハード事業に対して補助する。	補助事業実施件数	H22: 22件 H23: 22件 H24: 19件 H25: 20件	20件	15件	100件	15,000	10,000	11,872	補助事業実施件数 20件	4	商店街団体等が行う様々な取組に対して補助することにより、地域社会を支える商店街のにぎわいづくりや空き店舗解消に一定の役割を果たしており、補助対象事業の見直しを図りつつ、継続して実施する必要がある。	4	商店街団体等による主体的な取組を促進し、地域の活性化を図るため、継続。 事業効果について検証を行うとともに、県と市町村の役割分担も踏まえ、効果的な支援となるよう、事業内容の見直しを図っていく必要がある。		
<p>■ 地域コミュニティの担い手である商店街が地域との連携強化を図る取組や商店街の活性化に取り組む人材育成を支援することで、地域住民相互の交流や商店街の活性化を促進します。</p>																					
		再掲	商店街活性化支援事業	産業経済部	商政課	商店街の活性化を図るために商店街団体等が実施するソフト事業及びハード事業に対して補助する。	補助事業実施件数	H22: 22件 H23: 22件 H24: 19件 H25: 20件	20件	15件	100件	15,000	10,000	11,872	補助事業実施件数 20件	4	商店街団体等が行う様々な取組に対して補助することにより、地域社会を支える商店街のにぎわいづくりや空き店舗解消に一定の役割を果たしており、補助対象事業の見直しを図りつつ、継続して実施する必要がある。	4	商店街団体等による主体的な取組を促進し、地域の活性化を図るため、継続。 事業効果について検証を行うとともに、県と市町村の役割分担も踏まえ、効果的な支援となるよう、事業内容の見直しを図っていく必要がある。		
			先進商業まちづくり講座	産業経済部	商政課	中心市街地の商業活性化に取り組む人材を育成するため、他県の活性化の先進事例等を学ぶ講座を開催する。	講座参加者数	H22: 72人 H23: 137人 H24: 116人 H25: 21人	50人	50人	500人	73	73	155	講座参加者数 21人	4	商店街等の活性化を担う人材育成や個店の魅力向上の機会となっており、商店街の活動の活性化や体力強化を図るためにも、引き続き実施していく必要がある。	4	先進事例の講習により、商店街等の活性化を担う人材の育成を図ることは必要であり、また、講座内容を参考にした取り組みも見受けられることから、継続。		

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ12>9

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額		事業の評価と改善の方向性(H27年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標				予算額		H25 決算 (千円)	H25事業結果	部局評価		財政課評価	
									実績値 (過去4年間)		目標値		H25 当初 (千円)	H26 当初 (千円)			評価の考え方	評価の考え方		
									H22 H23 H24 H25	H25 (前年度)	H26 (当年度)	H27 (総計画 終期)								
<p>■ 交通網の充実やバス、鉄道事業者に対する支援などを通じ、交通弱者の日常生活における“活動の足”の確保に取り組みます。</p>																				
			路線バス対策 (地方バス路線対策、市町村乗合バス振興対策)	県土整備部	交通政策課	赤字のバスを運行しているバス事業者や市町村等に対し、運行費や車両購入費等を補助し、県民や来県者の移動手段を確保する。	ノンステップバス導入率	H22 : 25.16% H23 : 27.85% H24 : 29.36% H25 : 10月頃把握予定	32%	35%	40%	219,114	220,896	212,081	生活交通路線を運行するバス事業者に対して補助した。 運行費:18系統 54,074千円 車両減価償却費等:12両 17,439千円 市町村乗合バスを運行する市町村に補助した。 運行費:99路線 131,204千円 車両購入費:7両 9,035千円	4	利用者の減少により厳しい状況の中、県民の生活に欠かせない移動手段であるバス路線を確保するため、バス事業者や市町村に対して公的支援を実施していく必要がある。	4	県民の身近な移動手段であるバス路線を維持するために必要な事業であり、継続。	
			総合交通政策 (公共交通機関利用促進)	再掲	県土整備部	交通政策課	「エコ通勤」の実施、新入高校生向けリーフレットの配布、公共交通教室の開催、バス情報の提供等を通じ、公共交通機関の利用促進を図る。	「エコ通勤推進事業」におけるマイカー通勤者からの転換者数	H22 : 延べ11,433人 H23 : 延べ11,996人 H24 : 延べ8,469人 H25 : 未実施	-	-	-	2,029	1,572	1,505	エコ通勤を推進したほか、新入高校生に対するリーフレット配付や小学生に対する公共交通教室の開催、インターネット上での分かりやすい交通情報の提供などを行い、公共交通機関の利用促進を図った。	4	公共交通に対する県民の意識を高めその利用を促進するため、エコ通勤などの利用促進策を継続して実施し、県民の足の確保と地域の活性化に役立てることが必要である。	4	環境負荷の少ない公共交通機関の利用促進を進めていくためのきっかけ作りであり、継続。
			鉄道整備促進	県土整備部	交通政策課	<p>【ステーション整備事業】 駅及び駅関連施設の整備に対して補助を行い、駅の利便性の向上を図る。</p> <p>【鉄道駅バリアフリー化推進】 段差解消、視覚障害者用誘導ブロック、障害者用トイレの設置等</p> <p>【北陸新幹線建設促進期成同盟会】 関係都府県による北陸新幹線の長野以北延伸を促進する活動支援(負担金)</p>	<p>◆駅や駅前広場整備、大規模パーク&ライド駐車場等は、「社会資本整備総合交付金」との連携を視野にいたした検討を行う。</p> <p>◆バリアフリーは、「交通バリアフリー法」の目標である「平成32年度までに1日当たりの利用者数が3,000人以上である鉄道駅のバリアフリー化」を促進する。</p>	<p>【ステーション整備(県補助額)】 H22 : 3駅 8,572 H23 : 1駅 5,000 H24 : 1駅 4,200 H25 : 8駅 11,837</p> <p>【バリアフリー化】 H22 : 1駅 73,166 H23 : 1駅 30,329 H24 : 0 H25 : 2駅 9,460</p> <p>【北陸新幹線(負担金)】 H22 : 220 H23 : 220 H24 : 200 H25 : 200</p> <p>【調査検討】 H24 : 998 H25 : 998</p>	<p>【ステーション整備(県補助額)】 2駅(館林駅・阿左美駅)駅及び駅周辺整備計画策定 3,000</p> <p>中小私鉄沿線の利便性向上に向けた施設整備7駅 10,500</p> <p>【ステーション整備(県補助額)】 2駅、上信線新駅設置、国定駅トイレ改修 29,000</p> <p>【バリアフリー】 本県では、対象18駅完了/13駅残る利用者3,000人以上駅=5駅を中心にJRと優先順位等を協議し進めることとしている。</p> <p>【北陸新幹線(負担金)】 200</p> <p>【北陸新幹線(負担金)】 200</p> <p>【調査検討】 1,300</p>	27,372	29,566	22,866	<p>(ステーション整備) 鉄道利用の利便性向上や地域の活性化を図るため、市町村が行う駅周辺の交通関連施設整備や鉄道事業者が行う駅施設整備などについて、8駅に対して支援を行った。</p> <p>(バリアフリー化) 鉄道事業者や市町村が実施する駅舎のバリアフリー化について、2駅に対し支援し、障害者、高齢者を始めとするすべての鉄道利用者の利便性と安全性の向上を図った。</p>	4	県内鉄道網の活性化のためには、輸送サービスや駅の魅力向上などが必要である。県では、駅の魅力向上に重点を置き、鉄道事業者や市町村と連携しながら、駅の利便性や安全性の向上に向けて、施設整備等を支援していく必要があると考える。	4	鉄道利用者の利便性と安全性の向上を図っていく必要があるため継続。			
<p>■ 地域の良好な景観・風情の形成などに関わる住民の取組のサポートや道路景観整備等を通じて、地域のまちづくりを支援します。</p>																				
			単独道路景観整備	県土整備部	道路整備課	地域活動と一体となった景観整備により、美しい景観の保全及び地域住民との連携に寄与する。また、点在する観光地を地域活動や景観整備でネットワークすることにより観光立県群馬を推進する。	「日本風景街道」に参加するNPO等の団体数	H22 : 22団体 H23 : 25団体 H24 : 32団体 H25 : 31団体	28団体	32団体	35団体	30,600	30,600	32,608	日本風景街道に参加するNPO等の団体数 31団体	4	観光立県群馬にふさわしい道路景観整備のため、実施してきた事業の効果や内容を検証しつつ、真に有効な取組となるよう、引き続き、効果的かつ効果的に事業を実施する必要がある。	4	観光振興や快適な県民生活の維持のため、関係団体と調整のうえ、道路景観整備を推進する必要があるため継続。	
			景観行政の推進	県土整備部	都市計画課	市町村、住民および事業者の地域特性を活かした景観づくりを支援・援助することにより、地域に根ざした景観形成推進に寄与する。	景観行政団体数	H22 : 11団体 H23 : 12団体 H24 : 14団体 H25 : 16団体	17団体	20団体	35団体	4,068	3,521	3,796	<p>長野原町がH26.3.10に景観行政団体へ移行し、H26.4.1に景観計画を定め景観条例を制定。</p> <p>草津町が景観法に基づく景観計画を策定し、既存の景観条例改定作業を進めている。</p> <p>渋川市においては、景観行政団体移行のための事前調査を行った。</p>	4	H25年度は「1団体」が景観行政団体に移行したが、目標「3団体」を達成できていない。	4	観光振興や快適な県民生活の維持のため、良好な景観形成を図る必要があるため継続。	
<p>(4)人と人とを結ぶICT(情報通信技術)の利活用</p>																				
<p>■ 地上デジタル放送をすべての地域で見られるよう、国、市町村、放送事業者と協力して環境整備に努めます。</p>																				
			地上デジタル放送共聴施設整備	企画部	情報政策課	地上デジタル放送を暫定的に衛星放送で受信している地域における共聴施設の新設や改修等に対して補助する。 補助額:(新設費等-国庫補助-視聴者負担)×1/2又は1/3	補助件数(新設・改修率) (H23 ~26補助見込総数23件)	H22:50件 H23:5件 H24:7件 H25:5件	5件 (100%)	4件 (100%)	0件 (100%) ※H25~26 :10件 H26で事業終了予定	2,062	3,703	1,983	<p>既存施設のデジタル化改修及び共聴施設の新設に対し、補助金を交付した。</p> <p>・改修 藤岡市 1施設、5世帯 ・新設 桐生市 1施設、17世帯 安中市 1施設、7世帯 計 3施設、24世帯</p>	1	H26年度で事業が完了するため。	1	H26年度で事業が完了するため、廃止。	
<p>■ 技術進歩の著しい情報化社会への適応を目指し、情報化教育や研修会の開催、電子申請システムの普及などに取り組みます。</p>																				

